

2020年7月

お客さま 各位

金沢信用金庫

期日指定定期預金規定等改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、2020年9月1日より下記の規定を改定させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

記

1. 改定する規定

規定名
期日指定定期預金規定《ダイヤモンド定期》
自動継続期日指定預金規定《ダイヤモンド定期》
自由金利型定期預金（M型）規定 単利型 複利型《スーパー定期》
自動継続自由金利型定期預金（M型） 単利型 複利型《スーパー定期》
変動金利定期預金規定 単利型 複利型
自動継続変動金利定期預金規定 単利型 複利型
積立定期預金規定
定期積金規定
財産形成預金規定
財形住宅預金規定
財形年金預金規定

2. 主な改定内容

- (1) 中途解約利率・中間利払利率の切捨て基準を小数点第3位以下から小数点第4位以下に改定
- (2) 中途解約における下限利率（普通預金利率）を追加
- (3) 「（自動継続）自由金利型定期預金（M型）複利型《スーパー定期》規定」の満期日4年以上とした預金における中途解約利率および一部支払い時の利率等を追加
- (4) 「財形住宅・年金預金規定」の税金の追徴における税率の改定（復興税率の追加）

○抜粋例：「期日指定定期預金《ダイヤモンド定期》規定」条項を一部追加・変更（下線を追加・変更）

3. (利息)

- (3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。）によって1年複利の方式により計算し、この預金とともに支払います。

なお、次の規定についても、同様の改定を行います。

- ①自動継続期日指定預金規定《ダイヤモンド定期》
- ②自由金利型定期預金（M型）規定 単利型 複利型《スーパー定期》
- ③自動継続自由金利型定期預金（M型） 単利型 複利型《スーパー定期》
- ④変動金利定期預金規定 単利型 複利型
- ⑤自動継続変動金利定期預金規定 単利型 複利型
- ⑥積立定期預金規定
- ⑦定期積金規定
- ⑧財産形成預金規定
- ⑨財形住宅預金規定
- ⑩財形年金預金規定

○抜粋例：「自動継続自由金利型定期預金（M型）単利型《スーパー定期》規定」条項を一部変更（下線部を追加・変更）

3.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については前記2. (2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

なお、次の規定についても、同様の改定を行います。

- ①変動金利定期預金規定 単利型
- ②自動継続変動金利定期預金規定 単利型

○抜粋例：「自由金利型定期預金（M型）複利型≪スーパー定期≫規定」条項を一部追加・変更（下線部を追加・変更）

3. (利息)

中略

②預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F 2年6か月年以上3年未満……………約定利率×80%
- G 3年以上4年未満……………約定利率×90%

③預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×30%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60%
- F 2年6か月年以上3年未満……………約定利率×70%
- G 3年以上4年未満……………約定利率×80%
- H 4年以上5年未満……………約定利率×90%

(4) 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金（ただし、総合口座にて作成された定期預金を除く）について、当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の6か月後の応当日以降に1万円以上1万円単位の金額で満期日前に一部解約する場合には、前項の利率を適用します。

なお、この預金の預入日現在において当金庫がこの預金の基準利率に関し金額階層区分を設け、預入金額が当該金額階層区分以上であるか未満であるかによって基準利率に差異を設けている場合で、この預金の一部解約後の残余の預金元金金額が当該金額階層区分を下回ることとなったときは、一部解約後の残余の預金には、一部解約日以降は、この預金の預入日に当該残余の預金元金金額相当額を預けた場合の利率を適用します。

なお、「自動継続自由金利型定期預金（M型）複利型≪スーパー定期≫規定」についても、同様の改定を行います。

○抜粋例：「財形住宅預金規定」条項を一部変更（下線部を変更）

8. (税金の追徴)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払われた利息についても5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたり遡及して20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税率により計算した税額を追徴します。

①第4条によらない払出しがあった場合

②第4条による一部払出後2年以内に残額を払出さなかった場合

③第4条による一部払出後2年以内で住宅取得日から1年を経過して残額の払出しがあった場合

ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

なお、「財形年金預金規定」についても、同様の改定を行います。

3. その他

改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されます。

ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口にお問い合わせください。

以上